

政策研究部長の職務に関する達を次のように定める。

平成23年9月1日

防衛研究所長 高見澤 将林

改正 平成27年 4月10日防衛研究所達第1号

政策研究部長の職務に関する達

政策研究部長は、防衛研究所長の命を受け、政策研究部の部務を掌理するとともに、理論研究部及び地域研究部の所掌事務に係る事項のうち、次の各号に掲げるものについては、理論研究部長及び地域研究部長と協議の上、総括整理（企画調整課の所掌する調査研究及び研修の総合的な企画及び調整に関するものを除く。）するものとする。

- (1) 調査研究の業務運営計画に関すること。
- (2) 調査研究の予算要求及び予算執行計画に関すること。
- (3) 調査研究の実施計画のうち、複数の部にまたがる事項に関すること。
- (4) 研修の教育計画に関すること。
- (5) 講師派遣の業務支援に関すること。
- (6) 室長及び室員の補職に関すること。
- (7) その他防衛研究所長が必要と認める重要な事項に関すること。

附 則

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日防衛研究所達第 1 号）

この達は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。